

「京都府障害のある人もない人も共に 安心していきいきと暮らしやすい 社会づくり条例」の取組について

令和元年10月16日

京都府 健康福祉部 障害者支援課
地域支援・企画担当

本日のお話

- 1 障害者差別解消法について
- 2 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例について
- 3 具体的な相談事例について
- 4 その他の取組みについて

1 障害者差別解消法について

★平成28年4月

障害を理由とする差別の解消の推進に
関する法律（障害者差別解消法）の施行

→ **法律制定の経過は？**

★平成18年12月

国連総会で障害者の権利に関する条約
(障害者権利条約)の採択

＜平成20年発効＞

日本は平成19年に同条約に署名

→ **条約批准に向け、
障害者制度の改革を進めることを決定**

★条約批准に向けた法整備の流れ

- ・平成18年 障害者権利条約採択
- ・平成23年 障害者基本法改正
- ・平成25年 障害者総合支援法成立
(同年施行)
- ・平成25年 **障害者差別解消法成立**
障害者雇用促進法改正
(平成28年施行)
- ・平成26年 障害者権利条約批准

★障害者権利条約の目指すもの

「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」(第1条)

→障害のある人にも、障害のない人と同様の
権利と自由を実現すること

(「障害者が、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的な自由を認識し、享有し、・・・」(第2条))

★障害者権利条約の考え方

障害者権利条約の中には、「**社会モデル**」と呼ばれる考え方が反映されています。

社会モデル…「障害」は障害者ではなく、
社会が作り出しているという考え方

→ 障害者が直面する「社会的障壁」に対して社会で取り組んでいく必要があるとの認識のもと、条約が定められています。

★障害者権利条約における障害の考え方

医学モデル

障害という現象を個人の問題としてとらえ、病気・外傷やその他の健康状態から生じるものであり、障害への対処は、治癒あるいは個人によりよい適応と行動変容を目標になされる。

社会モデル

障害を主として社会によって作られた問題とみなし、障害は個人に帰属するものではなく、社会環境によって作り出されたものであるとされる。

障害のある人の社会生活の全分野への完全参加に必要なことを社会全体の共同責任とする。

障害者差別解消法 とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

本法のポイント

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 法的 義務 障害者に対し、合理的配 慮を行わなければなりま せん。
民間事業者 ^(※) ※民間事業者には、個人事 業者、NPO等の非営利事 業者も含まれます。	 禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 努力 義務 障害者に対し、合理的配 慮を行うよう努めなけれ ばなりません。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明*があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

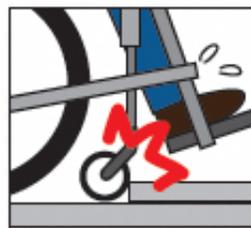


社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① **社会における事物**(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② **制度**(利用しにくい制度など)
- ③ **慣行**(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ **観念**(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

「不当な差別的取扱い」とは？

第7条

行政機関等は、その事務または事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

■ 不当な差別的取扱いの具体例(内閣府対応要領から)

正当な理由がなく 障害を理由に



- 窓口対応を拒否する。
- 対応の順番を後回しにする。
- 書面の交付、資料送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないのに
付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、
付き添い者の同行を拒んだりする。

「合理的配慮」とは？

第7条2

行政機関等は、その事務または事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することにならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

■合理的配慮の具体例〔物理的環境への配慮〕

(内閣府対応要領から)

- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

■合理的配慮の具体例〔意思疎通の配慮〕

(内閣府対応要領から)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるように電子データ(テキスト形式)で提供する。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

■合理的配慮の具体例〔ルール・慣行の柔軟な変更〕

(内閣府対応要領から)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張感等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。

2 京都府障害のある人もない人も 共に安心していきいきと暮らし やすい社会づくり条例について

★平成27年4月～

京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が施行されています



ここからは
「いきいき条例」
と呼びます

★「いきいき条例」と「障害者差別解消法」の関係

○制定時期

平成25年 差別解消法成立(平成28年施行)

平成26年 京都府いきいき条例成立

平成27年施行

○内容

規制部分については表現が若干異なるが、
原則同じ内容

★いきいき条例の概要

障害の有無にかかわらず共生社会の実現に向け、その推進に関する基本理念や障害者の権利利益の擁護のための施策等を定め、京都府全体が一体となって総合的・計画的に取り組むを推進

権利利益を擁護する施策

- ①障害を理由とする不利益取扱いの禁止等
 - ・不利益取扱いの禁止 → 府、事業者…義務
 - ・合理的な配慮の提供 → 府…義務、事業者…努力義務
- ②相談員を設置し、障害者の相談に身近な地域で応じる体制を構築
- ③より専門性の高い事案等を解決する「調整委員会」を設置

共生社会の実現に向けた施策の推進

- ①障害に関する府民理解等を深めるための啓発活動を実施
- ②雇用・就労の促進、スポーツ・芸術活動をはじめとする社会活動を推進
- ③条例の取組を京都府全体で推進するための「推進協議会」を組織

★条例に基づく相談対応について

＜条例における相談の対象＞

いきいき条例では、府内で発生した次に掲げる相談（特定相談）を相談活動の対象としています。

- 1 不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害に関すること
- 2 合理的配慮に関すること
- 3 障害者に不快の念を起こさせる言動に関すること
- 4 障害者虐待に関すること
- 5 障害及び性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合の、その状況に応じた適切な配慮に関すること

◇1 「不利益取扱い」の禁止

京都府	不利益取扱いは 禁止 されます
事業者	

- 条例では、障害のある人を、合理的な理由なく、障害のない人より不利に扱うことにより、障害のある人の権利利益を侵害することを禁止
- 合理的な理由の有無については、個別の事案ごとに、障害のある人、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等)の判断要素を踏まえ、具体的場面や状況に応じて判断

条例の中で、障害のある人の生活に関わる8つの分野について、「してはならないこと」を示しています。

- ①福祉、②医療、③商品販売・サービス提供、④教育、⑤建物・公共交通
- ⑥住宅、⑦情報・コミュニケーション、⑧労働・雇用

◇不利益取扱い 分野別の事例

(条例に係るガイドラインから)

分野	対象	不利益取扱いに該当する可能性のある事例
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に規定する福祉サービスを提供する場合 ・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを提供する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・親に障害があることを理由に、その子どもの保育所の入所を認めない。 ・障害のある人本人の意見を聞かず、介護支援専門員(ケアマネジャー)が家族のみと相談してケアプランを作成する。
医療	医療を提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・障害があることを理由に、診療を断る。
商品販売・サービス提供	商品を販売したり、サービスを提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設、ホテル等に盲導犬と一緒に入場しようとしたら、「障害のある人は対応できない」という理由で、事情説明もなく、入場を断る。
教育	教育を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童・生徒について、障害があることを理由に、遠足、水泳授業、校外学習、地域行事等への参加を一律に認めない。
建物・公共交通	多数の者が利用する建物などの施設や公共交通機関を利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・施設への入場や宿泊の申込みにおいて、障害があることを理由に、事情説明もなく、入場や申込みを一律に断る。
住宅	不動産の取引を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・障害があることを理由に、賃貸借契約を一律に断る。
情報・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人から情報の提供を求められた場合 ・障害のある人が意思を表示する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害のある人が筆談での情報提供を申し出たが、それを一律に断り、手話通訳者の付き添いを要求する。 ・自治会の回覧板について、知的障害のある人は分からないだろうと勝手に判断し、知的障害のある人に限って回覧しない。
労働・雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の募集や採用を行う場合 ・障害のある人を雇用する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害があることを理由に、採用面接を一律に拒否する。 ・障害のある人が、状態が悪くなり仕事を思い通りに進められないときに、配置転換等の検討を何らすることなく退職を勧奨する。

◇2 合理的配慮の提供

京都府	義務 (合理的配慮を行わなければなりません。)
事業者	努力義務 (合理的配慮を行うよう努めなければなりません。)

- 社会的障壁(バリア)をなくしていくための配慮について、それを行うための負担が重すぎることにならない(加重な負担にならない)範囲で提供
- 社会的障壁(バリア)の除去を必要とする障害のある人に対する個別の対応であり、障害のある人から意思の表明がある場合に、双方の建設的対話を通じて相互理解の中で提供されるべきもの
- 「過重な負担」かどうかは、様々な要素(※)を勘案して、個別に判断が必要
(※例:事業者の事業活動等への影響の程度、実現困難度、費用・負担の程度、企業等の規模、公的支援の有無等)

◇合理的配慮の事例

(条例に係るガイドラインから)

障害種別	想定される合理的配慮の例(一例)
視覚障害	<ul style="list-style-type: none">・会議等において、要望に応じて、点字や拡大文字、テキストデータの資料を用意する。・「こちら、あちら」などの指示語を用いず、「30cm右」などと具体的に説明する。
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none">・問い合わせ先に、電話番号だけではなく、ファクシミリの番号やメールアドレスを記載する。・筆談など、お互いが可能なコミュニケーションの方法を確認して対応する。
肢体不自由・内部障害	<ul style="list-style-type: none">・廊下等の歩行空間には、通行に支障をきたす物を置かないようにする。・建物の段差を解消するために、渡し板等を提供する。
知的障害	<ul style="list-style-type: none">・資料に写真やふりがなを入れたり、わかりやすい言葉で具体的に表現する。
精神障害	<ul style="list-style-type: none">・障害の状況に合わせて出勤時間を遅らせるなどの勤務時間の調整を行う。
発達障害	<ul style="list-style-type: none">・言葉だけではなく、絵や写真を使って視覚的に説明する。

◇3 不快の念を起こさせる言動

- 障害者に不快の念を起こさせる発言やいやがらせ等は、具体的な権利利益の侵害には当たらない場合であっても、障害者が地域で安心して暮らす上での障壁であると考えられることから、条例ではこれを相談対象としています。

◇4 虐待に関すること

- 障害者虐待防止法による救済対象(※)以外も含めた虐待についても、広く相談対象としています。

※障害者に対する虐待は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)第3条で禁止されている

ただし、障害者虐待防止法による救済手続きの主な対象は、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待に限定

障害者虐待防止法での虐待区分

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト(放棄・放置)、経済的虐待

◇5 複合的な原因による場合の配慮に関すること

- 条例では、障害とその他の原因(性別、年齢等)が複合することによって特に困難な状況に置かれている場合に必要となる配慮についても、相談対象としています。

※例：障害のある女性が性的嫌がらせを受けている等

★相談体制と助言・あっせんの仕組み

相談体制と助言・あっせんの仕組み

- 相談による解決(不利益取扱い、合理的な配慮などの事案)
- 調整委員会の助言・あっせん(不利益取扱いの事案)



◇地域相談員と広域専門相談員の配置

➤ 地域相談員

○主な役割

身近な地域で障害者等からの特定相談等に応じ、事案解決のための調整活動等を行う広域専門相談員に相談内容を引き継ぐ。

○配置

各市町村が委嘱している身体障害者相談員及び知的障害者相談員等の方から、条例の相談業務を担っていただける方244名が就任(令和元年8月現在)

➤ 広域専門相談員

○主な役割

- ・地域相談員からの相談に対する指導や助言
- ・特定相談のあった事例の調査研究
- ・特定相談業務等

○配置

京都府障害者支援課内に2名を配置

◇調整委員会による事案解決

➤ 京都府障害者相談等調整委員会(調整委員会)

(構成)

学識経験者や関係団体等専門的な知識を有する複数の委員により構成

(主な役割)

- ・障害を理由とする「不利益取扱い」の個別事案に関する助言・あっせんの実施
- ・条例の基づく相談に選任に関する審議 等

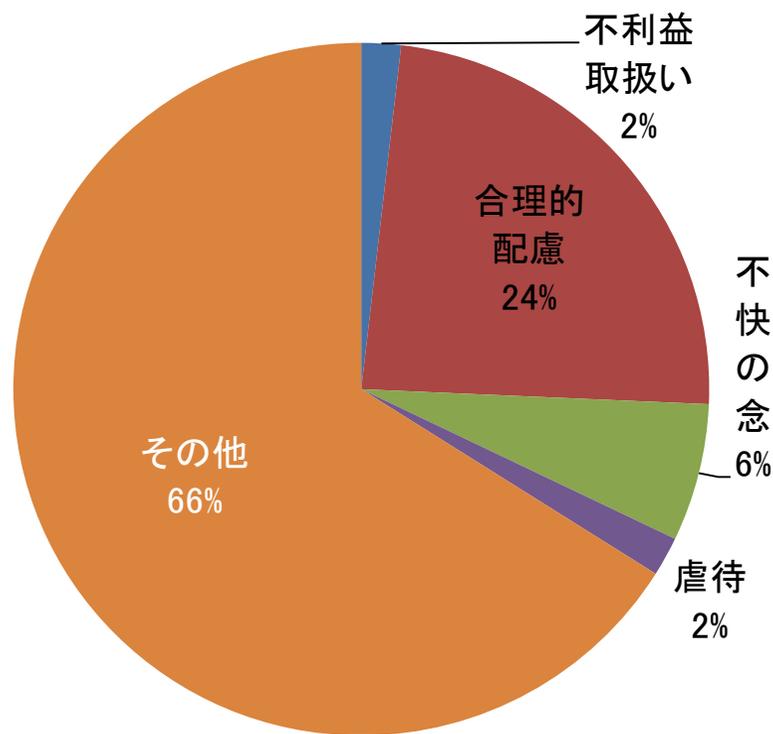
➤ 助言・あっせん

不利益取扱いに係る事案について、障害者(保護者又は後見人等)からの申立てがなされた場合、調整委員会において審理を行い、必要な場合に助言・あっせん案の決定、関係当事者に提示

3 具体的な対応

～条例相談窓口に寄せられた
事例から～

平成30年度の相談概要 ①相談の種類別

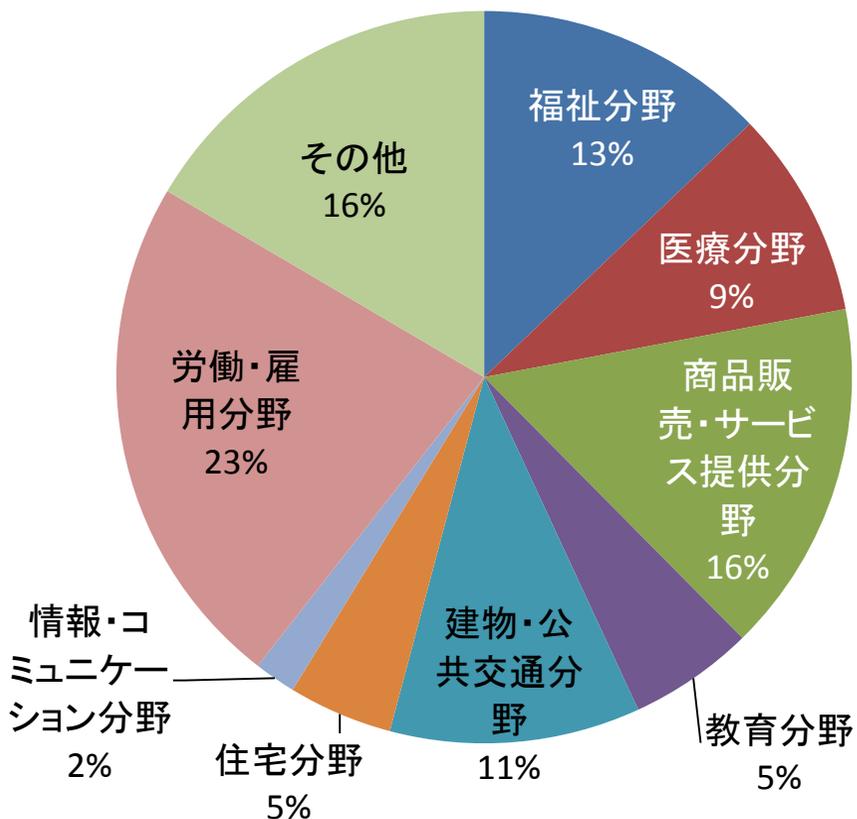


相談の種類	③0件数	②9件数
特定相談	37	24
不利益取扱い	2	5
合理的配慮	26	16
不快感の念	7	3
虐待	2	0
特に困難な状況への適切な配慮	0	0
その他	73	85
(内訳) 意見・要望・苦情	63	59
問い合わせ	10	17
合計	110	109

- ・条例の特定相談に該当すると考えられるものは37件(34%)
- ・「その他」は、制度に関する要望や問い合わせ、生活支援に関する相談

平成30年度の相談概要

②相談分野別

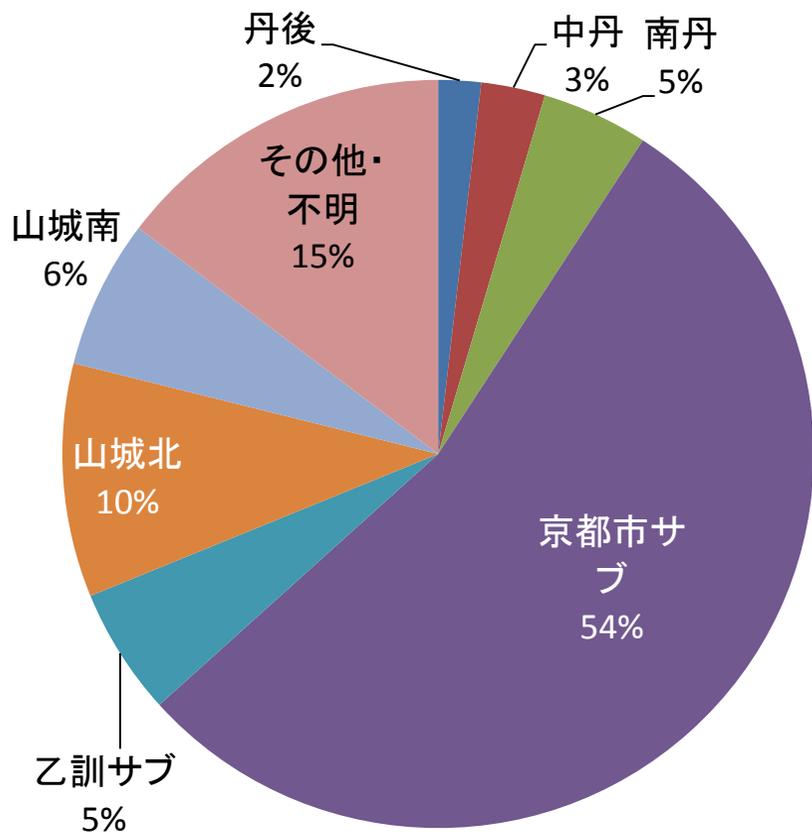


相談分野	③〇件数	②9件数
福祉分野	14	15
医療分野	10	4
商品販売・サービス提供分野	17	26
教育分野	6	8
建物・公共交通分野	12	14
住宅分野	5	4
情報・コミュニケーション分野	2	4
労働・雇用分野	25	11
その他	19	23
合計	110	109

「労働・雇用分野」が最も多く(23%)、次いで「商品販売・サービス提供分野」(16%)、「その他」(16%)、「福祉分野」(13%)と続き、これらの分野で過半数を占める。

平成30年度の相談概要

③発生地の圏域別



圏域名		③0件数	②9件数
丹後圏域		2	13
中丹圏域		3	4
南丹圏域		5	2
京都・乙訓圏域	京都市サブ圏域	59	66
	乙訓サブ圏域	6	6
山城北圏域		11	8
山城南圏域		7	3
その他・不明		17	7
合計		110	109

- ・発生地は京都市サブ圏域が54%を占め、おおむね府内人口分布(56.7%)に合致
- ・「その他」は、京都府外での相談や発生地のわからなかった相談

相談事例1

事例	スイミングクラブへ入会を申し込んだら断られたという相談
相談者	視覚障害のある人
相談内容	スイミングクラブに入会しようと複数のクラブに問い合わせをしたが、断られたり、ヘルパーも同行して会員になるよう条件を付けられたりした。
対応	広域専門相談員が、相談者が入会を希望するスイミングクラブを訪問し、相談者との建設的な話し合いを依頼した。当初は本人だけでなくヘルパーも入会が必要とのことであったが、話し合いの結果、ヘルパーについては入会せずにプールまで同行可能とする内容に調整できた。

相談事例2

事例	障害特性による行動を理由に入店は困ると言われたという相談
相談者	知的障害のある人の支援者
相談内容	知的障害のある人がヘルパー同伴で買い物に行った際、障害特性から買い物カゴが斜めに置かれていることが気になり、置き直した。店舗のスタッフがヘルパーにやめさせるように言い、やめられなければ入店は困ると言われた。
対応	<p>店舗を訪問して事実確認を行うとともに、発達障害の特性や条例及び障害者差別解消法について説明し、合理的配慮の提供を依頼した。</p> <p>また、本人の家族と面談し、店員からの発言に傷ついていることや今後も買物をしたいと思っていることを確認した。</p> <p>広域専門相談員立ち会いのもと、店舗責任者と家族が面談を行い、責任者から家族にお詫びするとともに、買い物カゴの置き方を工夫するとの説明があり、その後、買い物カゴの置き方が工夫されていることを確認した。</p>

相談事例3

事例	面接で、障害者の採用はしていないと言われたという相談
相談者	精神障害のある人
相談内容	会社の面接を受けに行ったら、面接官から、障害者の採用はしていないと言われた。障害者差別ではないか。
対応	障害者雇用促進法及び障害者虐待防止法の規定違反の可能性があること、京都府の条例の不利益取扱いに該当する可能性があることを相談者に伝えたところ、労働局による指導を希望されたため、労働局に対応を依頼し、その後相談者の希望に添う内容で解決されたことを確認した。

< 今後の課題 >

● 相談対応能力の向上

- ・ 相談員の専門性の向上（障害特性に応じた対応・具体的提案等）
- ・ 相談事例の蓄積・分析・好事例の普及

● 関係機関等とのネットワークの構築

- ・ 関係機関への適切な情報提供や丁寧な引継が必要

● 条例の相談窓口のさらなる周知

● 事業者・府民へのはたらきかけ

- ・ 同内容の相談も多く寄せられる。各業界の団体・協会への啓発など、広い範囲ではたらきかけが必要

～点から線、線から面へ～

<相談窓口>

京都府障害者支援課に広域専門相談員を2名
(男女各1名)配置しています。

専用電話:075-414-4609

専用メール: kyousei-soudan@pref.kyoto.lg.jp

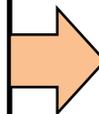
FAX:075-414-4597(障害者支援課と共通)

4 その他の取組みについて

言語としての手話の普及を進めるとともに 聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例

条例の目的

- ① 言語としての手話の普及
- ② 聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保



「聞こえの共生社会」の実現

基本理念

全ての聴覚障害者が、基本的人権を享有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを確認した上で、「聞こえの共生社会」推進するにあたっての基本的な考え方を定めています。

- (1) 手話が言語であるとの認識のもと、言語としての手話の普及を行うこと
- (2) 聴覚障害者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的に配慮され、可能な限り、コミュニケーション手段についての選択の機会などが確保されること

関係者の責務・役割

- ① 府の責務
 - ・施策の総合的・計画的実施
 - ・関係者との連携・協働
- ② 府民の役割
- ③ 聴覚障害者関係団体(当事者団体、手話サークル、要約筆記サークル、その他支援団体)の役割
- ④ 事業者(サービス提供者、雇用主)の役割
- ⑤ 社会福祉を目的とする事業を営む者の役割
- ⑥ 学校等(聴覚障害児等が在籍する学校等・一般の学校等)の役割

基本的な施策の方向性

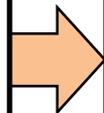
- ① 府民の理解を深めるための取組
 - 府民や事業者に対する周知・啓発
- ② 聴覚障害児等が手話を身につける機会の提供
 - 聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対する支援
 - 聾学校における手話での教育環境の整備
- ③ 手話習得やコミュニケーション手段学習の機会の提供
 - 難聴者や中途失聴者への手話習得機会の提供
 - 手話以外のコミュニケーション手段習得の機会の提供
- ④ 環境の整備
 - 手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員等の養成
- ⑤ 府政での対応
 - 職員研修の実施、府政におけるコミュニケーション手段を使用した情報提供、事業実施等

施行日：平成30年3月12日

言語としての手話の普及を進めるとともに 聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例

条例の目的

- ① **言語としての手話の普及**
- ② 聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保



「聞こえの共生社会」の実現

「手話が言語」とは？

手話は、ろう者が使っている言語で、日本語とは異なる独自の語彙や文法を持っています。

しかし、長い間手話は言語と認められず、手話の使用が否定されていた時期がありました。

現在は、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」にも、言語に手話を含むことが明記されています。

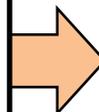
本条例にもとづき、手話やろう者についての府民の理解を深め、手話を使いやすい環境をつくることや、聴覚障害のあるこどもが手話を身につけられる機会を提供することなどを進めていきます。



言語としての手話の普及を進めるとともに 聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例

条例の目的

- ① 言語としての手話の普及
- ② 聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保



「聞こえの共生社会」の実現

「聴覚障害者のコミュニケーション手段」とは？

一言で聴覚障害といっても、補聴器がなくてもなんとか会話が聞き取れる人、補聴器をつければ会話が聞き取れる人、両耳とも聞こえない人、片耳はよく聞こえて片耳が聞こえない人、聴覚の他にも障害のある人などさまざまな人がいます。

聴覚障害の程度や失聴時期などにより、筆談や口話など視覚的な方法、補聴器や人工内耳を利用して聴覚を活用する方法、手話を中心に使う方法などさまざまなコミュニケーション手段を使っています。

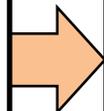
本条例にもとづき、こういったコミュニケーション方法についての理解を広めるとともに、聴覚障害のある人のコミュニケーションに関する支援や環境づくりを行っていきます。



言語としての手話の普及を進めるとともに 聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例

条例の目的

- ① 言語としての手話の普及
- ② 聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保



「聞こえの共生社会」の実現

聴覚に障害のある人の生きづらさ

【事例1】

外出しているとき、後方から車のクラクションを鳴らされても気づくことができないため、危ない思いをする

【事例2】

事故や交通遅延などの重要な情報が音声のアナウンスだけで行われると、その情報が得られない

【事例3】

マイクを着けたままの状態では話しをされると口の動きが見えず、話している内容がわからない

【事例4】

補聴器をつけているが、会議の場で皆が一斉に話し出すと、会話の内容が聞き取れない



「ヘルプマークをご存じですか？」

援助が必要な方のためのマークです。」

外見からはわからなくても援助が必要な方がいます。
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、
困っているようであれば声をかけるなど、
思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークについて

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など外見からわからなくても、援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。

府では「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づいてさまざまな取り組みを進めており、ヘルプマークの配布は西日本では初めてです。

☎ 障害者支援課 ☎ 075-414-4598 ☎ 075-414-4597
HP <http://www.pref.kyoto.jp/shogaishlen/helpmark.html>



ヘルプマーク

■ 配布場所

京都府庁、各広域振興局（保健所など）、家庭支援総合センター、精神保健福祉総合センター、難病相談支援センター、児童相談所（宇治・田辺・福知山）、京都ジョブパーク、北京都ジョブパーク、内各市町村

■ 配布時期 **4月1日(金)から**

■ 費用 **無料**

～駅や電車・バスの中～



**援助が必要な方のマークです。
席をおゆずりください。**

If you see someone with this symbol, please offer them your seat.

義足や人工関節を使用している方など援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方が身につけるマークです。
Some people have disabilities and conditions that may not be visibly noticeable, such as prosthetic limbs or joints. This symbol indicates that the wearer may need extra assistance and consideration.

助け合いのしるし
ヘルプマーク

お問い合わせ先 京都市障害者支援課 TEL:075-414-4598 京都市障害保健福祉推進室 TEL:075-222-4161 京都市



ご静聴ありがとうございました。